③　専任の主任技術者または監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ３ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。
④　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　当該工事に係る設計業務等の請負人または当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
3　入札手続等
⑴　担当部署　東日本高速道路株式会社　関東支社　技術部　調達契約課　小田原義憲
〒110―0014 東京都台東区北上野１―10―14　電話03―5828―8595
⑵　契約図書の交付期間、場所及び方法
①　交付期間　平成26年６月30日から平成26年７月29日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　交付場所　上記⑴に同じ。
③　交付方法　当社ホームページに掲載する。
⑶　確認申請書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成26年７月１日から平成26年７月29日まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　電子入札システム、郵送（書留郵便又は信書便）または持参。
⑷　入札書の提出期限、場所、方法及び開札日時
①　入札書の提出
㈠　提出期限　平成26年10月24日（金）午後４時
㈡　提出場所　上記⑴に同じ。
㈢　提出方法　電子入札システムまたは郵送（書留郵便または信書便）。
②　開札日時　平成26年10月27日（月）午後１時30分
⑸　落札者の決定方式　総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】入札前価格交渉方式）
4　その他
⑴　契約の手続においては日本語及び日本国通貨を使用する。
⑵　入札保証　必要　契約保証　必要
⑶　支払条件
㈠　前金払　有
㈡　部分払　有
⑷　手続における交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要（電子契約による）
⑹　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　工事請負契約書第25条第５項（単品スライド条項）について適用する。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。
⑼　詳細はホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Motokazu Endo, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Tohoku Expressway Hasuda service area (new up line)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 29 July 2014 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 29 July 2014. if by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 29 July 2014)
⑸　Time-limit for the submission of tenders : by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 24 October 2014. if by registered mail or correspondence delivery must reach us by, 4 : 00 P.M. 24 October 2014.
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation : Yoshinori Odawara, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―10―14 Kitaueno, Taitouku, Tokyo, 110―0014 TEL : 03―5828―8595

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成 26 年６月 30 日
分任支出負担行為担当官
東北地方整備局
成瀬ダム工事事務所長　小松　　寿

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　05
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　成瀬ダム環境影響検討業務（電子入札対象案件）
⑶　業務の目的　本業務は、成瀬ダム建設に係る環境影響評価の一環として、ダム建設に伴う環境影響の予測評価及び環境保全措置に係る検討とりまとめを行うものである。
⑷　業務内容　業務内容は以下の項目とし、詳細は特記仕様書（案）に示すとおりとする。①計画準備　１式　②事業の概況等の整理更新　１式　③大気環境の検討　１式　④水環境の検討　１式　⑤下流物理環境の検討　１式　⑥動植物に関する検討　１式　⑦生態系の検討　１式　⑧景観・人と自然との触れ合いの活動の場・廃棄物等の検討　１式　⑨関係機関との協議資料作成　１式　⑩委員会資料の作成及び運営補助　１式　⑪環境モニタリング資料案の作成　１式　⑫報告書作成　１式
⑸　本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。
①　成瀬ダムの特色を踏まえた下流物理環境における生態系への影響検討の留意点
⑹　履行期間　契約締結日の翌日～平成27年３月27日
⑺　本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。
2　参加資格
⑴　基本的要件
１）単体企業
ａ）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
ｂ）参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
ｃ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ｂ）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
ｄ）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
ｅ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
２）設計共同体　上記１）単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年６月30日付け東北地方整備局長）に示すところにより、東北地方整備局長から成瀬ダム環境影響検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑵　本選定に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係のいずれかに該当する関係がないこと。
3　参加表明書の提出者に対する要件
１）同種又は類似業務等の実績　下記［１］から［３］のいずれかの実績（設計共同体の場合は、代表者について１件以上）を有すること。ただし、［１］及び［２］は国、特殊法人等、地方公共団体、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成16年度以降公示日までに完了した業務（契約担当官等から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として実施した業務）とし、［３］は過去に実施した研究実績とする。
［１］　同種業務：ダム（砂防ダムを除く）における環境アセスメントに関する業務